

荒 監 査 第 1 5 号
令和 2 年 4 月 8 日

A 様

荒尾市監査委員 近藤 克也
同 橋本 誠剛

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和2年2月12日付けで請求があり、同年2月19日付けで受理した住民監査請求に係る監査結果については、地方自治法第242条第5項の規定により別紙のとおり通知します。

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

A 氏

2 請求書の提出

令和2年2月12日

3 請求の要旨（請求人から提出された「請求の要旨」）

現在、市が進めているリサイクル事業にて、委託先であるB社に対する委託料を市が積算している。しかし、その積算過程において、誤り・不備があり過剰な委託料金額となっていることが判明した。その根拠は、市が委託料の積算に利用している「平成31年度～平成35年度リサイクル事業委託料原価計算書（職能級明記案）」（証明<2>参照）の計算過程に誤り・不備が発見されたことにある。

よって、市が委託料の積算に利用している「平成31年度～平成35年度リサイクル事業委託料原価計算書（職能級明記案）」（証明<2>参照）を正常的な判断の基で修正計算を行った結果、令和元年度が約16,030（千円）程度、令和2年度以降で1年間約17,300（千円）程度の過剰な支出金額になることが判明。「修正委託料計算書」（証明<2>参照）

この過剰金額を得た根拠は、市の積算は全ての経費（人件費・共済費・物件費等）に対して課税計算が行われているが、経費の中には非課税がある。この事実に対し、正常なる再計算を実施、具体的には、各経費項目別に課税対象となる項目のみに課税計算を行い、諸経費についても14%の過剰計上とも言えるのを10%にて再計算「修正委託料計算書」（証明<2>参照）、非常に簡易的で保守的ではあるが正常な形に戻しての計算結果と言える。さらに各経費を詳細に精査していけば、過剰金額は増加するものと判断する。

従って、市とB社とは、令和元年度から契約期間5年という随意契約締結（証明<5>証明<7>参照）から、延べ約85,230（千円）程度の過剰な委託料と

なる。

このような事実から、B社に対する委託料の過剰な金額は、不当な公金支出に該当する。ならびに不当な契約締結と言える。

また、委託料及び契約締結に関する組織的な意思決定（決裁）において、チェック体制が機能しておらず、内部統制が不備な体制であることは間違いない。

よって、本件に関する監査（調査）の実施を求めるものである。

○求める措置内容と措置の請求先となる対象者

1. 求める措置内容

- (1) 不当な公金支出の返還の勧告を求める。
- (2) 市が作成する委託料原価計算の正常化を求め、計算過程の調査を求める。
- (3) B社との随意契約5年の再締結の勧告を求める。
- (4) 組織的な業務責任の所在と意思決定方式の改善書の策定と公表を求める。
- (5) 委託料の適正と利用に関し、市のチェック体制の構築と公表を求める。
- (6) 会計課の支出命令に係わる審査機能（方法）の改善勧告を求める。

2. 措置の請求先となる対象者

市長、副市長、総務部長、市民環境部長、環境保全課課長、契約検査室 以上5名
及び関係部署

○地方自治法遵守と対応についての要請

地方自治法第242条

4 第一項の規定による請求があった場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要がある

と認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

以上の自治法に基づき、請求人は次の項を要請する。

- (1) 陳述の機会を求める。
- (2) 関係のある執行機関に対する聴取を行う場合の請求人の立ち会いを求める。
- (3) 法令遵守の側面から本件の公表を確実に履行することを求める。

監査委員は、市長その他の職員や相手方などに対し、荒尾市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(以上、原文のまま)

4 事実証明書

- ・ 行政文書開示請求書（令和元年6月12日分）の写し
- ・ 行政文書開示請求書（令和元年6月12日分）受理の写し
- ・ 行政文書開示決定通知書（令和元年6月26日分）の写し
- ・ 行政文書部分開示決定通知書（令和元年6月26日分）の写し
- ・ 平成31年度～平成35年度リサイクル事業委託料原価計算書（職能級明記案）の写し
- ・ 修正委託料計算書（請求人作成）
- ・ リサイクル委託事業費の公開文書に係わる件（請求人作成）
- ・ リサイクル委託事業費の公開文書に係わる件の返答（請求人作成）
- ・ 平成31年度小型家電リサイクル収集委託料原価計算書（職能級明記案）の写し
- ・ 一般廃棄物処分許可申請に伴う許可についての起案文書及び添付資料の写し
- ・ 荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託の実施についての起案文書及び添付資料の写し
- ・ 荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託における随意契約の実施についての起案文書及び添付資料の写し
- ・ 荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託に係る随意契約通知についての起案文書

及び添付資料の写し

- ・荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託に係る契約締結についての起案文書及び添付資料の写し
- ・荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託における契約変更の実施についての起案文書及び添付資料の写し
- ・行政文書開示請求書（令和元年10月24日分）の写し
- ・行政文書開示請求書（令和元年10月24日分）受理の写し
- ・行政文書部分開示決定通知書（令和元年11月7日分）の写し
- ・平成31年度資源ごみリサイクル事業業務委託料（平成31年4月分～令和元年9月分）の支出命令書及び請求書の写し
- ・平成30年度資源ごみリサイクル事業業務委託料の支出負担行為（伺）書の写し
- ・平成30年度資源ごみリサイクル事業業務委託料（平成30年4月分～平成31年3月分）の支出命令書及び請求書の写し

第2 請求の受理

本請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に定める要件を具備しているものと認め、令和2年2月19日付けでこれを受理し監査することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述の内容を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) リサイクル事業委託料原価計算書の合計金額に消費税を課し、予定金額を設定することが違法であるか。
- (2) 諸経費率を14%と設定し予定価格を積算することが、過剰計上であり違法不当な支出であるか。
- (3) リサイクル事業委託料原価計算書の積算過程に違法性はないか。
- (4) 契約締結に至るまでの入札、契約事務が適正であり、違法性はないか。

なお、上記監査対象事項以外の請求書記載事項については、法第242条に定める住民監査請求の対象ではないことから監査対象外とした。

2 監査対象部局

市民環境部環境保全課、総務部契約検査室

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月26日に請求人に陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな事実証明書の提出と、次の要旨の陳述があった。

その際、法第242条第7項の規定に基づき、市民環境部環境保全課職員及び総務部契約検査室職員が立会った。

(1) 新たに提出された事実証明書

- ・荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託に係る変更契約締結についての起案文書及び添付資料の写し

(2) 陳述の要旨（請求人作成の「陳述要旨」）

1. 行政文書の存在と意思決定に係わる件

- ・根本的にB社設立とともに、事業開始の時にどういう経緯で委託料条件を確定させたかが不明。
- ・当初の段階において、何故このような委託方式を採用したかの決定的な文書が存在せず、最終確定（意思決定過程）の不明瞭性がある。
- ・このような方式を採用したという内部文書の存在が見受けられない（開示されていない）。

2. 委託経費項目の決定過程について

- ・委託料として確定させた各経費項目を決定づけた経緯が不明。
- ・事業運用に係わる施設経費や車両・機械設備費に係わる費用を一斎委託料として計算することに疑問を呈する。
- ・当初の会社設立時の建物・土地関連に対応した減価償却費や固定資産税まで、委託経費として計上する経緯が不明であり、過剰提供と伺える。
- ・品目別単価設定の参考先や、物件費関係の量的換算をどこから持ってきたか。

3. 委託料原価計算書の確定に関して

- ・この計算方式は、平成26年度からと聞いている。過去から過剰支出があったということになるが、過去の件については何らかの対処を図るべきと考える。
- ・この計算書は、製造業が作成している原価計算書に類似していると判断しているが、この計算方式を採用した過程と理由が見当たらない。
- ・計算過程そのものに数値が合わないという問題があり、結果数値の確定根拠が不明。

4. B社と委託料の関係性

- ・会社の決算書もしくは、詳細の取引明細と各委託経費とチェックが無いことから、会社側には、委託金額を自由に利用できる余地がある。
- ・適正と利用の関係から言えることは、経費項目の明細どおりに利用しているかどうか不明瞭であることに尽きる。
- ・施設運営に係わる経費が、全て委託料にて充当され、尚且つ事業会社としての自主的な取引が可能であるということは、売上拡大への貢献と共に潤沢な利益が確保されるという循環的で良好な経営が確保される条件となり得る。
- ・現在のままであれば、委託料がB社の潤沢な資金源として得られることから、利益供与の可能性とも受取れる。

5. 契約締結に関して

- ・契約締結に伴い市から発行された見積書1枚をB社が提出しているが、本来の見積書であれば、明細を記載するのが条件である。また、落札率もほぼ100%であり、予算を明示した上での締結で、形式要件を満たすための事実と判断される。
- ・5年間の随意契約の実施に至ったのは、監査からの指摘があったとの環境保全課からの説明を受けた。優位性の確保となり得る。
- ・2年毎に市が許可を付与するのであれば、2年契約がベストではないか。

総じて、合理性のある意思決定とは言い難く組織運用上の判断に問題を呈する。

(以上、原文のまま)

4 監査対象部局の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、令和2年2月27日に市民環境部環境保全

課職員及び総務部契約検査室職員から、本件請求に関する事実及び意見等について事情を聴取した。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。事情聴取の概要は、次のとおりである。

(1) 市民環境部環境保全課

ア リサイクル事業委託料原価計算書（以下「原価計算書」という。）について
原価計算書は、予算要求の際に財政課へ提出する内部資料として作成したもので、外に示すことを前提としたものではない。今回、この住民監査請求を受け一部積算誤りがあったことが確認された。原価計算書を作成する際に、エクセル表を使用し積算を行っていたが、一部の額が合計金額に反映されていなかった。数式の入力に誤りがあり、結果的に合計金額が490,000円少ない金額となっている。原因は、エクセル表を信用したため、検算が不十分だったことによるものである。

イ 原価計算書の内容・内訳について

「人件費」「共済費」「物件費」としている。人件費・共済費については、本市の臨時職員の金額を基準として給料、賞与、健康保険料、厚生年金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料、退職積金を算出し積算している。

物件費については、環境保全課で所管しているリレーセンターや松ヶ浦環境センターの実績を基に、燃料費、消耗品費、減価償却費、修繕費、通信費、光熱水費、自動車重量税等を算出している。

ウ 原価計算書の消費税について

各経費（人件費、共済費、物件費）の合計額に消費税を課している。委託業務の契約であり、それ自体が役務の提供と考えられるため、消費税法第28条第1項を根拠に判断し、税務署にも確認し妥当だという回答を得ている（なお、この件については、後日、契約検査室に確認したところ入札、契約の手続きにおいても同じ取扱いであるとのことであった）。

エ 諸経費14%の適正性について

諸経費率については、土木工事の標準積算基準が14%であったため、これを根拠として積算している。また、環境省大臣官房会計課が出している「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」の中でも、一般管理費、諸経費として15%以内と定めてあり、諸経費を14%として積算したことは

妥当であったと考えている。

オ 経理状況報告について

経理状況については、仕様書に明記されており、発注者が必要と認めるときは報告書の提出を求めることとなっているが、これまで求める必要がなかったため提出してもらったことはない。

(2) 総務部契約検査室

平成31年度荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託契約に関する入札の状況について

平成31年1月22日起案の「荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託」の実施伺いに基づいて、契約検査室が荒尾市内の業者で実施可能と思われる3者を選定して指名競争入札についての伺いを1月25日付けで起案し決裁を行い同日、指名業者に仕様書の閲覧について連絡した。

2月8日に指名競争入札を行う予定としていたが2月5日に1者、2月6日にも1者から辞退届が提出されたため、「荒尾市競争契約入札心得第7条第3項」に基づき入札を取り止めとした。入札が実施できなかつたため、業者選定を変更、若しくは仕様書の見直しを行い再入札を実施する予定としていたが、環境保全課と協議の結果、業者選定、仕様書の変更共に難しく、再入札は困難と判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うこととした。

このような場合は、所管課で随意契約の事務手続きを行うため、業者選定等について契約検査室では関知しないが、見積書の提出については、公正性を担保するために契約検査室が執行し、入札と同じような方式で、予定価格内に収まるまで見積書を提出してもらおう。今回の場合は、1回目で予定価格内の見積書が提出された。

なお、予定価格は公表しておらず、随意契約で今回のような事務処理を行う場合は、見積書の内訳は徴取していない。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令及び例規等との照合、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 予定価格の積算における消費税の取扱い

ア 消費税法の規定

(課税標準)

消費税法第28条第1項は、「課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第3項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第4条第5項第2号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。」と規定されている。

イ 本契約における消費税の取扱い

本件の予定価格は、原価計算書の積算において、各経費（人件費・共済費・物件費）の合計金額に消費税を課した金額を予定価格としている。

本市では工事や委託業務で入札により契約を締結する際、落札価格（入札書に記入された金額）に消費税を課し契約金額としている。非課税部分以外にのみ消費税を課す、又は、非課税事業者には消費税を課さない等の処理は行っていない。

(2) 諸経費の積算について

ア 土木工事標準積算基準

国土交通省が定める「平成31年度土木工事標準積算基準書（共通編）」によると、一般管理費等率（諸経費率）の算定式は次のとおりである。

工事原価が500万円を超え30億円以下の場合

$$G_p = -5.48972 \times \text{LoG}(C_p) + 59.4977 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（単位円）

イ 本件の諸経費の積算について

本市では、業務委託契約を行う場合の積算基準はない。土木工事で予定金額を

積算する際に基準とするのは、熊本県土木部が作成している「土木工事標準積算基準書」である。これは国土交通省が作成している「土木工事標準積算基準書」と同じものであり、諸経費を積算する際も上記アで記述した算定式に当てはめ計算して求めている。この積算基準に基づき、今回のリサイクル事業委託料の諸経費率を計算すると、委託料合計額（消費税抜き）121,064,975円を工事原価とした場合、諸経費率は15.12%となる。これに基づき、諸経費率は基準の範囲内である14%と設定されている。

(3) 原価計算書について

ア 荒尾市におけるリサイクルに関しては、次のように規定されている。

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における廃棄物の減量化を促進し、及び廃棄物の分別、収集、保管、運搬、処分等の適正な処理を行うとともに、廃棄物のリサイクルを促進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項から第3項までに規定する廃棄物をいう。

(市の責務)

第5条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、資源ごみのリサイクルを促進し、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市の処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（リサイクルを含む。）しなければならない。

イ 国においては、市町村の廃棄物処理について次のような規定がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第7条第3項、第5項第4号ニからへまで及び第8項、第7条の3第1号、第7条の4第1項第5号、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の2の2第1項第2号及び第3項、第9条の3第12項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)、第13条の11第1項第3号、第14条第3項及び第8項、第14条の3の2第1項第5号、第14条の4第3項及び第8項、第15条の3第1項第2号、第15条の12、第15条の15第1項第3号、第16条の2第2号、第16条の3第2号、第23条の3第2項、第24条の2第2項並びに附則第2条第2項を除き、以下同じ。)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

ウ 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の規定としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において規定がある。

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2)～(4)省略

(5) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

エ 原価計算書の積算

原価計算書の各経費の積算は、人件費、共済費及び物件費とされており、人件費と共済費については本市の臨時職員の金額を基準として積算してある。物件費については、環境保全課が所管する施設であるリレーセンター及び松ヶ浦環境センターの実績に基づき、必要経費が積算してある。積算過程において、経費の一部が合計金額に反映されていない部分があり、本来の合計金額よりも490,000円少ない金額になっている。

(4) 契約締結に至るまでの経緯

ア 荒尾市競争契約入札心得の規定

(入札の延期又は取りやめ等)

第7条第3項では、「一般競争入札において、当該広告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき、若しくは入札参加者が1人もいないとき、又は指名競争入札において、入札参加者が1人の場合は、入札を取りやめるものとする。」と規定している。

イ 地方自治法施行令の規定

(随意契約)

第167条の2第1項第2号では、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定している。

ウ 本件契約締結に至るまでの経緯

平成31年1月22日付け環境保全課起案の「荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託」の実施伺いに基づいて、1月25日付けで契約検査室において指名競争入札についての伺いが起案されている。この際、荒尾市内の業者で実施可能と思われる3者を選定し決裁が行われ、同日、指名業者に仕様書の閲覧について連絡がなされている。

2月8日に指名競争入札を行う予定としていたが、2月5日に1者、2月6日に1者から辞退届が提出された。これにより、荒尾市競争契約入札心得第7条第3項

に基づき入札が取りやめられた。

入札が実施できなかつたため、業者選定を変更、又は仕様書の見直しを行い、再入札を実施する予定であったが、業者選定、仕様書の変更共に難しい状況であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うこととなった。

平成31年2月8日付けで「荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託における随意契約の実施伺い」が環境保全課で起案され、2月20日決裁。2月22日に契約検査室において、同事業業務委託に係る随意契約通知についての伺い文書を起案し、2月27日付けでB社に対し「随意契約通知書」を発送し2月28日に環境保全課職員の立会いのもと見積書が徴されている。

1回目で予定価格内の見積書が提出されたため、この結果をもって、同日、「荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託契約締結伺い」を環境保全課が起案し、平成31年3月11日決裁、同日契約締結が行われている。

後日、当初の契約内容に小型家電製品の収集運搬業務を含んでいなかったことが判明したため、環境保全課において、平成31年3月20日付けで増額変更契約の実施伺いを起案し、3月29日決裁。4月1日付けで、増額変更契約締結伺いを起案し、決裁後、契約締結を行ってある。

2 判断

上記1で認定した事実に基づき、「荒尾市リサイクル事業におけるB社に対する委託料の過剰な金額は、不当な公金支出に該当する。ならびに当な契約締結と言える。」という請求人の主張について次のように判断する。

(1) リサイクル事業委託料原価計算書の合計金額に消費税を課し予定価格を設定することの違法性

請求人は、市がリサイクル事業委託料を積算する際に利用している原価計算書の積算において、全ての経費に対して消費税を課税し積算することが違法であるとの旨を主張しているため、この点について検討する。

消費税法第28条第1項では、「課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又

は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第3項において同じ。)とする。ただし、法人が資産を第4条第5項第2号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時にける当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。」と規定されている。今回の原価計算書の積算内訳には、課税分、非課税分が混在しており、それらの総額をもって対価の額が形成されているものであるから、それらを区分することなく、積算の総額に対して消費税を加算したところで予定価格を算出することは、法に沿った考え方であり違法性があるとは言えない。

(2) 諸経費率を14%と設定し予定価格を積算することの違法性

請求人は、市がリサイクル事業委託料を積算する際に利用している原価計算書において、諸経費率を14%として設定し積算することが過剰計上であり違法不当な支出であるとの旨を主張しているので、この点について検討する。

本市の土木工事で予定金額を積算する際に基準としているのは、熊本県土木部が作成している「土木工事標準積算基準書」である。これは国土交通省が作成している「土木工事標準積算基準書」と同じものであり、工事原価によって諸経費の率を算定式に当てはめ計算して求めるものである。この積算基準に基づき、今回のリサイクル事業委託料の諸経費率を計算すると、委託料合計額（消費税抜き）121,064,975円を工事原価とした場合、諸経費率は15.12%となる。

本市では、業務委託契約の積算基準は策定されておらず、この基準の範囲内で本業務の諸経費率を14%と設定しているが、今回のような業務委託契約の金額の積算にあたり、基準がない以上、他の基準を適用して積算することは、妥当な手続きであり、「土木工事標準積算基準書」を適用して本件業務委託の積算を行ったことは、適正であったと判断する。

(3) 原価計算書積算の違法性

請求人は、原価計算書の積算過程において誤り、不備があり過剰な委託料を積

算していると主張しているので、この点について検討する。

当市リサイクル事業については、容器包装廃棄物等の処理を、消費者は分別して排出し、市が分別収集を行い、事業者は再商品化（リサイクル）するという仕組みで構成され、その中の市が分担する過程を事業者に委託するものである。

現代は、多くの国が地球の環境を憂慮する時代になってきている。昭和50年代から取り組まれた本市のリサイクル事業は、可燃物及び不燃物の排出削減に大きな効果があり、ごみ焼却処分費用の削減、埋め立て地の延命に役立っている。

これにより、廃棄物を減らせばメリットにつながり、逆に廃棄物を増やせばデメリットが生じることになる。すなわち、色々な廃棄物を有効に資源化する廃棄物処理の活用の一つであると考えられる。

このことを踏まえて、廃棄物処理について見てみると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項において、市町村に対し、「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分」することを義務づけており、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準については、同法施行令第4条第1号で「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」、同条第5号で「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を求めている。

これらのことから、この業務の委託においては、価格の有利性はもちろんのこと、そのみならず、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、業務の確実な履行を重視しているものと解され、このことは、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成26年10月8日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）にも示されている。

以上の観点から、荒尾市資源ごみリサイクル事業業務委託料の基礎となる原価計算書の積算が適切に作成されているかを見てみると、経費の計上についてはそれぞれが根拠のあるものと解釈でき、違法及び不当な要素は見受けられない。

ただ、原価計算書の合計積算に誤りがあり、こうした契約金額決定の根拠となるような資料作成に当たっては、より慎重に細かな内容検討を行うことが大切である

と考えられる。今後とも、市民に対する説明責任を果たすことの重要性をより認識し、適正な事務手続きが行われることを望むものである。

(4) 契約締結に至るまでの入札、契約事務の違法性

本契約締結において、法令に沿ってその事務手続きが行われたかを検討する。

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札によらないで任意に特定の相手方を選択して契約締結する例外的な方法である。

今回の契約締結において、当初は指名競争入札による契約締結を予定し事務手続きを進めていた。しかし、指名した業者3者のうち2者が辞退をしたため、荒尾市競争契約入札心得に基づき指名競争入札を取りやめた。

本来ならば、業者選定又は仕様の変更を行い再度入札を行うべきであるが、リサイクル事業については、市内の380ヶ所のステーションから、リサイクル品を収集し、通学路等に支障が無いよう児童・生徒の登校前に収集を終わり、積み残し等があった場合は再度、早急に収集を行うなどの対応が必要となる。また、リサイクル品を、市民が直接施設に搬入するための利便性等を考慮すると、荒尾市内の業者が望ましいこと。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が規定する、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」に基づくと、当初、指名していた業者以外に業務を委託することは適切ではなく、当初から入札への参加意思を示していた、B社を契約の相手方として選択したことは妥当であったと考える。

また、契約締結にかかる見積書の徴取でも、契約検査室執行により、入札室で見積書の徴取を行うといった、入札に倣った形式で行っており、予定価格内の見積書の提出による、業者決定及び業務委託契約締結の事務手続きは、法に沿ったものであり違法性は認められない。

第5 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件住民監査請求は棄却と決定します。